

## 一括有期事業の申告における留意点

### 建設業における「事業の種類」について

「事業の種類」の分類については「申告書の書き方」の「労災保険率適用事業細目表」をご参照ください。  
 次の表は、過去に分類誤りが多かったものとなりますのでご注意ください。

1	道路の建設工事	①道路新設・改築（路幅の拡張、路線変更、曲線除去）工事→「道路新設事業」 ②道路改修・復旧・維持工事→「その他の建設事業」 ③1つの工事で①と②がある場合は、道路改築工事が主となる場合→「道路新設事業」 道路改修等工事が主であれば「その他の建設事業」
2	舗装工事	①舗装工事が単独で行われる場合・請負契約が他の工事と異なる場合→「舗装工事業」 ②1つの請負契約で 道路新設・改築工事と舗装工事がある場合→「道路新設事業」 道路改修等工事と舗装工事がある場合は、舗装工事が主であれば「舗装工事業」 道路改修等工事が主であれば「その他の建設事業」
3	道路付属施設工事	①道路付属施設工事が単独で行われる場合・請負契約が他の工事と異なる場合は、完成される工作物（道路付属施設）により分類 <例>信号機、照明施設、落石覆い、落石防止柵（足場を組む等大がかりなもの）の建設→「建築事業」 ガードレール、道路標示ポール等の建設、路面標識の表示→「その他の建設事業」 ②1つの請負契約で 道路新設・改築工事と道路付属施設工事がある場合→「道路新設事業」 道路改修等工事に伴って道路付属施設工事を行う場合は、 道路改修等工事が主であれば「その他の建設事業」 道路付属施設工事が主であれば完成される工作物（道路付属施設）により分類
4	造成工事	家屋等の新築工事に伴う造成工事は、請負契約が異なる場合でも「建築事業」 それ以外の耕地整理、開墾は「その他の建設事業」 広場の展圧または芝張りのみを行う場合→「舗装工事業」
5	造園工事	家屋に付帯する庭園の建設→「建築事業」 重機を用いるなど土木工事の態様を伴う公園、広場、墓地の敷地や広場の造園→「その他の建設事業」 土木工事を伴わず刃物・手工具・チェーンソー・ヘッジトリマーのみを用いた樹木の植樹や剪定手入れ、ガーデニング、施設園芸→「土地の工作又は植物の植栽等の事業」に分類（一括有期事業に分類されない）
6	工作物解体工事	工作物の原形をとどめず、かつ、材料の大部分がほとんど原形をとどめない程度の解体→「その他の建設事業」 工作物の一部分を解体する、または使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するもの、移動・取り外し・撤去を行う工事→「建築事業」 災害被災地の災害復旧におけるがれきの撤去→「その他の建設事業」
7	既設建築物の設備工事	既設の建築物内部において行う各種設備工事、室内の塗装、建具の取り付け、内装工事→「既設建築物設備工事業」 建築物の新設に伴う内部設備工事・内装工事や、建築物外部で高所作業による既設建築物の設備工事→「建築事業」 足場の設置、ゴンドラ等の建築の態様を伴う建築物外部の清掃→「建築事業」

「一括有期事業報告書」は「事業の種類」及び「工事開始時期」ごとに作成しますが、請負金額が500万円未満の工事で同じ分類となる複数の工事は、1行にまとめて記入することができます。